

電友会和歌山支部会則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

本会は、「電友会和歌山支部」と称する。

第 2 条 (事務局)

本会の事務局は、日本電信電話株式会社和歌山支店内におく。

第 3 条 (目的)

本会は、会員相互の親睦、福祉の増進、知識の向上を図るとともに、N T T（日本電信電話公社、日本電信電話株式会社及びその継承会社。以下同じ）並びにそのグループ会社の事業の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 (会員)

本会の会員は、N T T並びにそのグループ会社を原則として20年以上勤務した退職者とする。但し、20年未満であっても特に希望する場合は入会できるものとする。

なお、本会の会員であった者、及び会員の資格のあった者の遺族で入会を希望する者は会員とすることができるものとする。

2. 団体、法人または個人で本会の趣旨に賛同し協力されるものは賛助会員とする。

第 5 条 (事業)

本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 懇談会
- (2) 講演会
- (3) 見学会
- (4) 本会で発行する会報、会員名簿等の配布、その他の事業に対する協力
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第 2 章 役 員

第 6 条 (役員)

本会につぎの役員をおく。

支部長	1名
副支部長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
理 事	10名～20名
監 事	2名

第 7 条 (役員の選任)

役員の選任は、理事会の推薦により総会において選任する。

2. 役員は報酬を受けないものとする。

第 8 条 (役員の職務)

支部長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 事務局長は、本会の業務を執行し、事務局を統括する。
4. 事務局次長は、本会の業務を執行する。
5. 理事は、理事会において本会の重要事項を審議する。
6. 監事は、本会の会計並びに業務遂行状況を監査する。

第 9 条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。但し重任を妨げない。

2. 任期の途中で選任されたものの任期は、前任者の残存期間とする。

第10条（顧問及び相談役）

本会に顧問及び相談役（アドバイザー）をおくことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により、総会の承認を得て支部長が委嘱する。
3. 相談役（アドバイザー）の選任は、会員の中から支部長が委嘱する。
4. 顧問及び相談役（アドバイザー）の委嘱期間は、役員の任期（第9条）に準ずる。

第11条（世話人）

本会は、第3条の目的を達成する一助に世話人を配置する。

2. 世話人の選任は、会員の中から支部長が選任する。
3. 世話人の任期は、役員の任期（第9条）に準ずる。

第3章 総会、理事会、委員会

第12条（総会）

総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は年1回、また臨時総会は必要に応じ理事会の決議を経て支部長が召集する。

第13条（総会の議決事項）

総会は、支部長が議長となりつぎの事項を議決する。

- （1）事業報告・決算
- （2）事業計画・予算
- （3）役員の選任
- （4）会則の変更
- （5）提案事項の処理
- （6）その他の重要事項

2. 議決は、総会出席者の過半数の同意を要するものとする。

第14条（理事会）

理事会は、必要に応じ支部長がこれを招集する。

2. 理事会は、支部長、副支部長、事務局長、事務局次長、理事及び監事をもって構成する。
3. 理事会は、重要事項（事業概要・収支状況・役員候補の総会への推薦・会則の変更等）を審議する。
4. 議決は、理事会出席者の過半数の同意を要するものとする。

第15条（委員会）

特別の事案を審議するため、別に委員会を設けることができる。

第4章 会費及び会計

第16条（会費）

会員は、会費年額3,000円を和歌山支部に納めるものとする。

ただし、新入会員は、初年度の会費を免除することができる。

また、米寿を迎えた会員は、次年度から会費を免除する。

2. 会費を滞納したときは、その間会員の処遇を停止することができる。

第17条（会計事務）

本会の会計事務は、事務局が行う。

第18条（監査）

監事は、年1回以上会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

第19条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

付 則

本会則は、平成28年6月9日から実施する。

(会則一部改正)

昭和44年10月12日	昭和61年7月19日	平成25年6月1日
昭和46年12月12日	平成2年7月19日	平成27年6月5日
昭和48年11月18日	平成3年6月3日	平成28年6月9日
昭和49年11月16日	平成4年8月1日	
昭和53年8月26日	平成7年4月1日	

細 則

運営上の細部は、この細則に定めるところによる。

第1条 事務局に対して次の金額を支給する。

- (1) 通勤費(バス運賃等)
- (2) 事務局が、事務局開設日、及び繁忙による特別出勤に対して、食事費等として一日1,500円支給する。

第2条 弔慰金ならびに病気見舞の額はつぎのとおりとする。

(本部)	弔慰金	10,000円
(本部)	病気見舞い	5,000円